

令和7年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の算定方法等について

1 実質赤字比率

(1) 算定式の概要

実質赤字比率＝	一般会計の実質赤字額
	標準財政規模

○ 一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

- ・ 実質赤字額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額など
- ・ 標準財政規模＝町税などの通常収入されるであろう経常的一般財源の規模に臨時財政対策債発行可能額を加えた額

(2) 湯河原町の算定値

—	=	実質赤字額なし (568,345千円)
(8.87%)		6,406,535千円

※ 実質赤字額がない場合は「なし」と表記し、() 内は実質黒字の比率と金額
実質黒字額：568,345 千円 (一般会計)

2 連結実質赤字比率

(1) 算定式の概要

連結実質赤字比率＝	連結実質赤字額
	標準財政規模

○ 全会計を対象とした実質赤字 (又は資金の不足額) の標準財政規模に対する比率

- ・ 連結実質赤字額＝一般会計ほか特別会計の実質赤字額と公営企業会計の資金不足額の合計額

(2) 湯河原町の算定値

—	=	連結実質赤字額なし (2,045,246千円)
(31.92%)		6,406,535千円

※ 連結実質赤字額がない場合は「なし」と表記し、() 内は連結実質黒字の比率と金額
実質収支額及び資金不足額 (単位 千円)

一般会計等	568,345	水道事業会計	451,079
国民健康保険事業特別会計	43,013	温泉事業会計	225,620
介護保険事業特別会計	196,374	下水道事業会計	522,735
後期高齢者医療特別会計	38,080		

3 実質公債費比率

(1) 算定式の概要

実質公債費比率＝ (3カ年平均)	(①元利償還金＋②準元利償還金)－
	(③特定財源＋④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
	⑤標準財政規模－④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

○ 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

- ① 元利償還金＝一般会計で借り入れた地方債の元利償還金
- ② 準元利償還金＝ア～エの合計
 - ア 一般会計から下水道事業会計への繰出金のうち、下水道事業債等の償還に充てたと認められるもの
 - イ 一般会計から湯河原町真鶴町衛生組合への負担金のうち、衛生組合が借り入れた地方債の償還に充てたと認められるもの
 - ウ 債務負担行為のうち公債費に準ずるもの
 - エ 一時借入金の利子
- ③ 特定財源＝元利償還金及び準元利償還金に充てた都市計画税等
- ④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額＝普通交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金

(2) 湯河原町の算定値

【R05】 8.00613＝	①858,649千円＋②607,311千円－③259,617千円－④782,608千円 ⑤6,075,241千円－④782,608千円
【R06】 9.43024＝	①878,328千円＋②648,222千円－③247,995千円－④764,601千円 ⑤6,214,666千円－④764,601千円
【R07】 9.68718＝	①887,379千円＋②642,527千円－③248,834千円－④731,302千円 ⑤6,406,535千円－④731,302千円
【3カ年平均】 9.0＝	8.00613 ＋ 9.43024 ＋ 9.68718 3

4 将来負担比率

(1) 算定式の概要

将来負担比率＝	$\frac{\text{①将来負担額} - (\text{②充当可能基金額} + \text{③特定財源見込額} + \text{④地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{⑤標準財政規模} - \text{⑥元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$
---------	---

○ 一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

① 将来負担額の内容＝ア～クの合計

ア 一般会計の地方債現在高

イ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）

ウ 一般会計以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計からの繰入見込額

エ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計の負担見込額

カ 設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計の負担見込額

キ 連結実質赤字額

ク 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計の負担見込額

(2) 湯河原町の算定値

64.7%	＝	$\frac{\text{①16,463,522千円} - (\text{②2,922,168千円} + \text{③2,435,875千円} + \text{④7,432,473千円})}{\text{⑤6,406,535千円} - \text{⑥731,302千円}}$
-------	---	--

5 資金不足比率

(1) 算定式の概要

資金不足比率＝	資金の不足額
	事業の規模

○ 公営企業の資金不足額の、事業の規模に対する比率

- ・ 資金の不足額＝アまたイ

ア 資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

イ 資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

- ・ 事業の規模＝ウまたエ

ウ 事業の規模：事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

エ 事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

(2) 湯河原町の算定値

① 水道事業会計（法適用企業）

—	＝	資金不足額なし（451,079千円）
(105.8%)		426,301千円

② 温泉事業会計（法適用企業）

—	＝	資金不足額なし（225,620千円）
(132.2%)		170,655千円

③ 下水道事業会計（法適用企業）

—	＝	資金不足額なし（522,735千円）
(103.8%)		503,566千円

※ 資金不足額がない場合は「なし」と表記し、（ ）内は資金剰余の比率と金額